

岩手県食育推進計画 (素案)

令和2年11月

岩 手 県

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 SDGsへの貢献	
4 計画の期間	
第2節 計画策定の背景	4
1 これまでの「岩手県食育推進計画」における成果と課題	
2 今後の施策の方向性	
第3節 計画の基本目標等	7
1 計画の基本目標と基本理念	
2 計画の施策体系	
第2章 食育を推進するための県の取組内容	9
第1節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	9
1 乳幼児等の健全な食習慣の形成	
2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	
3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	
第2節 食の安全安心を支える食育の推進	19
1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	
2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	
第3節 食料供給県としての特性を生かした食育の推進	24
1 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進	
2 食文化や食生活の継承	
第4節 地域に根ざした食育の推進	29
1 食育推進運動の展開	
2 市町村や地域における食育の推進	
第3章 計画の推進・進捗管理	34
第1節 計画の推進体制	
第2節 施策の評価、指標の設定及び施策の公表	
参考資料	38
1 食育に関するアンケート結果	

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県では、平成17年7月に施行された食育基本法¹を踏まえ、平成18年2月に「岩手県食育推進計画（計画期間：平成18年度～平成22年度）」を策定し、岩手県食育推進ネットワーク会議²を組織し、本県の食育推進に総合的かつ計画的に取り組んできました。

また、平成28年3月に国が「実践の環（わ）を広げよう」をコンセプトに「第3次食育推進基本計画」を策定しましたが、本県でも平成28年3月に「岩手県食育推進計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）」を策定し、本県の食育を総合的に推進してきました。

この間、市町村における食育推進計画の策定が進み、家庭、学校・幼稚園・保育所、地域と行政が連携した取組を進める中で、全市町村において食育推進計画が策定されるとともに、食生活改善推進員³などボランティアの活発な活動や歯科保健活動の取組などにより、子どものむし歯有病者率が減少するなど一定の成果が出ましたが、働き盛りの世代を中心に栄養バランスに配慮した食事や共食の回数が少ない者の割合の増加や、全国平均より高い状況にある子どもの肥満割合など、改善が必要な課題も明らかになっています。

また、ライフスタイルや世帯構造の変化による孤食⁴等の問題や、生活習慣病の増加、家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承機会の減少、食品ロス⁵の増大、そして、災害発生に対応した食の安全安心の確保など、食に関する新たな課題が存在しています。

さらに、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、ICT活用の推奨など、食育においても新しい生活様式に対応した取組の推進が求められています。

こうした課題に対応するため、新たに「岩手県食育推進計画」を策定し、岩手県の食育の推進に引き続き取り組むこととします。

¹ 食育基本法：国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年6月10日に第162回国会で成立、同年7月15日に施行された。

² 岩手県食育推進ネットワーク会議：食育に関係する機関・団体等の連携を促進し、全県的な食育を推進することを目的として平成18年に設立。令和2年4月現在44団体。構成員間の情報共有、食育推進県民運動の総合的企画、食育の普及啓発等の取組を行っている。

³ 食生活改善推進員：昭和30年以降「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、生涯における健康づくり活動を、食を通して地域において推進しているボランティア組織の団体で、岩手県では約5,700人が活動している。

⁴ 孤食：家族が違う時間に一人一人、バラバラに食事をとること。

⁵ 食品ロス：食べられるのに廃棄される食品。

2 計画の位置づけ

(1) 「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン施策を具体化する計画

この計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」⁶の政策分野「安全」に掲げる「災害をはじめとした様々なリスクへの備えがあり、事故や犯罪が少なく、安全で、安心を実感することができる岩手」の実現に向けた食育の施策の基本的な考え方を総合的にまとめ、かつ施策の方向をより明確なものとする実行計画です。

(2) 総合的な取組の協働指針

この計画は、家庭、学校・幼稚園・保育所、地域、市町村や県など全ての食育関係者が協働して取り組む指針となるものです。

(3) 国の食育推進基本計画を基本とした計画

この計画は、食育基本法第17条に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策について定める計画です。

(都道府県推進計画)

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更した時は、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(4) 岩手県食の安全安心推進条例を具体的に進めるための計画

この計画は、岩手県食の安全安心推進条例第18条に基づき、食育を具体的に進めるための計画です。

(食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発)

第18条 県は、県民が食の安全安心の確保に関する理解を深め、及び食品等の安全性等に関して適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じて、食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発を行うものとする。

⁶ いわて県民計画（2019～2028）：県民一人ひとりがお互いに支えながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間として策定した県の総合計画。

3 SDGsへの貢献

平成 27 年 (2015 年) に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、2016 年から 2030 年までの間に、発展途上国のみならず先進国も取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が盛り込まれています。

この「持続可能な開発目標」は、「誰一人として取り残さない」の理念のもと、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指しており、17 の目標から構成されます。

本計画においても健全な食生活の実現や豊かな食文化の継承など、SDGs の目標達成への貢献を見据えた取組の推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

第2節 計画策定の背景

1 これまでの「岩手県食育推進計画」における成果と課題

平成28年3月に策定した岩手県食育推進計画では、「全ての県民が、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らしていくこと」を目標として、望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進、食の安全安心を支える食育の推進、食料供給県としての特性を生かした食育の推進及び地域に根ざした食育の推進の4つを取組の柱としてきました。

(1) 旧計画に基づく取組の成果と課題

① 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

歯科保健活動の取組により、3歳児のむし歯のある者の割合は減少し、むし歯有病者率は毎年着実に減少し改善していますが、12歳児における一人平均のむし歯数について、市町村格差が課題となっています。また、小学校、中学校、高等学校において、食に関する指導の年間計画作成と食育担当者設置の整備が促進されたほか、肥満防止の取組も実施されましたが、子どもの肥満の割合は全国平均よりも高い状況が続いているほか、児童生徒の朝食欠食率は横ばい傾向にあり、改善が進んでいない状況です。

さらに、働き盛りの世代を中心に栄養バランスに配慮した食事や共食の回数が少ない者の割合が高い状況です。

今後も、望ましい食習慣の定着、特に若い世代に対する食育の推進を進めるとともに、学校における食に関する指導の計画に基づいた児童生徒への指導、家庭への情報提供等により、学校・家庭・地域が連携した取組を継続していく必要があります。

② 食の安全安心を支える食育の推進

食品の適正表示の指導、消費者を対象とした食の安全安心に関する出前講座やリスクコミュニケーションの着実な実施に取り組んだ結果、購入する食品の安全性又は信頼性に不安を感じる人の割合は64.0%（平成26年度）から49.3%（令和元年度）に改善しているものの、依然として約半数の県民が不安感を抱いている状況です。

食の情報が氾濫する中、消費者には食に関する正しい情報を適切に選択し活用することが求められています。県民への食品の安全性に関する学習機会の提供や知識の普及などを行い、安全な食品を選択する力を養う必要があります。

③ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

県内において、小中学校等の農林漁業体験学習へのインストラクターの派遣など、食料生産等に関する理解促進を図るための取組が行われています。学校給食に県産食材を利用する取組も行われていますが、全国平均を下回っており、利用割合のさらなる向上が求められているほか、食文化の継承や、食品ロスの削減など持続可能な社会の実現に向けた食育の推進が求められています。

地産地消促進計画を策定した市町村が増加しましたが、今後も県産食材の利用拡大に向け、生産者と消費者の結びつきを更に強化するなどの取組への支援が求められています。

④ 地域に根ざした食育の推進

県内全市町村において食育推進計画が策定されましたが、多様な関係者が協力して食育関連施策の実効性を高めていくためには、市町村や関係機関、民間団体との連携による食を通じた人づくり、地域づくりを可能とする更なる食育推進の展開が求められています。

食育は、全ての県民の生涯にわたる重要な課題であり、県民一人ひとりが食育推進運動を進めていく必要があります。

(2) 食を取り巻く社会の変化

ア 食の多様化の進展や「新しい生活様式」への対応

近年の、ライフスタイルと環境の変化を背景とした「孤食」や「個食⁷」の問題、また、「外食」、そう菜や弁当といった「中食⁸」など、いわゆる「食の外部化」が進むなどの食の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症対策を想定した「新しい生活様式」への対応が必要となっています。

イ 肥満、生活習慣病の増加などの健康問題の顕在化

若い世代の食事の欠食率が高い状況に加え、脂質や塩分の過剰摂取、野菜の摂取不足など栄養の偏りや食習慣の乱れから、これらに起因した肥満や生活習慣病の増加が見られます。特に、本県では脳卒中死亡率が全国高位となっており、生活習慣病予防対策が必要になっています。

ウ 食の安全安心に対する消費者の関心の高まり

食中毒や残留農薬基準超過事案、食品の偽装表示など、食の安全に対する消費者の関心が高まっており、食品関連事業者が安全性の確保を図るとともに、消費者が食品の安全性等に関する知識と理解を深めていくことが必要となっています。

2 今後の施策の方向性

近年の食をめぐる状況の変化に伴う様々な問題に対処していくため、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後においては、以下の4つの項目を柱に、食育の施策を展開することとします。

(1) 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

健全な食生活は、健康で豊かな人間性の基礎をなすものであり、特に、子どもの頃に身に付いた習慣を大人になって改めることは難しいことから、子どもへの食育は重要です。

このため、健康づくりボランティア等の活動を通じて、保護者等に対し食育の重要性の普及啓発を図るとともに、家庭、学校・幼稚園・保育所等における適切な食生活の実践や食に関する体験活動の取組を支援し、望ましい食習慣の形成を促進します。

(2) 食の安全安心を支える食育の推進

健全な食生活の実践のためには、食品の安全性に関する正しい知識を身に付けるとともに、自らの判断で食品を選択する力を身につけていく必要があります。

このため、県民への食品の安全性に関する情報や学習機会の提供などにより、食の安全性に関する知識の普及と理解の増進を図ります。

⁷ 個食：複数で会食している場で、それぞれ別個のものを食べること。(家族で団欒を囲む中で、それぞれ違うものを食べているということ。)

⁸ 中食：飲食店等で食事をする外食はもとより、本来、家の中で行われていた調理や食事を家の外部に依存すること。食品産業においても、このような消費傾向に合わせて、調理食品や惣菜、弁当などの「中食(なかしょく)」を提供するようになっている。

(3) 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

本県は、豊かな自然に恵まれ、四季折々の様々な農林水産物が生産されており、農林漁業に関する体験活動の促進や農林水産物が生産される基盤となる環境の保全、地域の特色ある食文化や地域の特性を生かした食生活の継承が重要です。

このため、農林漁業体験を通じた生産者と消費者との交流、環境に配慮した食生活の実践、家庭や地域に受け継がれてきた食文化や食生活の次代を担う若い世代への継承等の取組を促進します。

(4) 地域に根ざした食育の推進

食育は、全ての県民の生涯にわたる重要な課題です。

県民一人ひとりが、食育を自らの問題として、その重要性を認識し、できるだけ多くの県民が自らの意思で取り組む食育推進運動を進めていく必要があります。

このため、市町村との連携を深め、全ての市町村が計画的に食育を推進できるよう支援するとともに、家庭、学校・幼稚園・保育所、地域等の関係者と一体となった食育の取組を推進します。

第3節 計画の基本目標等

1 計画の基本目標と基本理念

《基本目標》

全ての県民が生涯にわたり、健全な食生活を営み、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくこと

《基本理念》

岩手の風土や文化などの特性を生かしながら、食に関わる人々への感謝と思いやりの念を深めつつ、食べることの大切さを理解し、安全安心な食べものを選択する力や望ましい食習慣を育てます。

《スローガン》

『いきいき！健やか！岩手の食っ子！イーハトーヴの恵みを受けて』

なお、大人の皆さんには、基本的には、子どもの食育に積極的に関わることにより、自らの食生活を振り返り、改善していくことを期待します。

※ 「岩手の食っ子」とは、

食べることの大切さを理解し、安全安心な食べ物を選択する力を備えた、健康で元気な岩手の子どもを称したもので、そのように育ててほしいという願いを込めているものです。



2 計画の施策体系

基本目標を実現するため、①望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進、②食の安全安心を支える食育の推進、③食料供給県としての特性を生かした食育の推進、④地域に根ざした食育の推進の4つの柱で取り組みます。

1 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進



(1) 乳幼児等の健全な食習慣の形成

- ・妊産婦や乳幼児の食事指導への支援など

(2) 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成

- ・学校における食育の推進など

(3) 生涯にわたる健全な食習慣の形成

- ・「新しい生活様式」に応じた健全な食生活実践への支援など

2 食の安全安心を支える食育の推進



(1) 食の安全安心に関する知識の普及と理解の推進

- ・食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進など

(2) 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

- ・食品に関するトレーサビリティ制度の普及など

3 食料供給県としての特性を生かした食育の推進



(1) 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進

- ・学校等における農林漁業体験学習の支援など

(2) 食文化や食生活の継承

- ・食の匠の活動支援など

4 地域に根ざした食育の推進



(1) 食育推進運動の展開

- ・食育月間等における食育の普及など

(2) 市町村や地域における食育の推進

第2章 食育を推進するための県の取組内容

第1節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

めざす姿

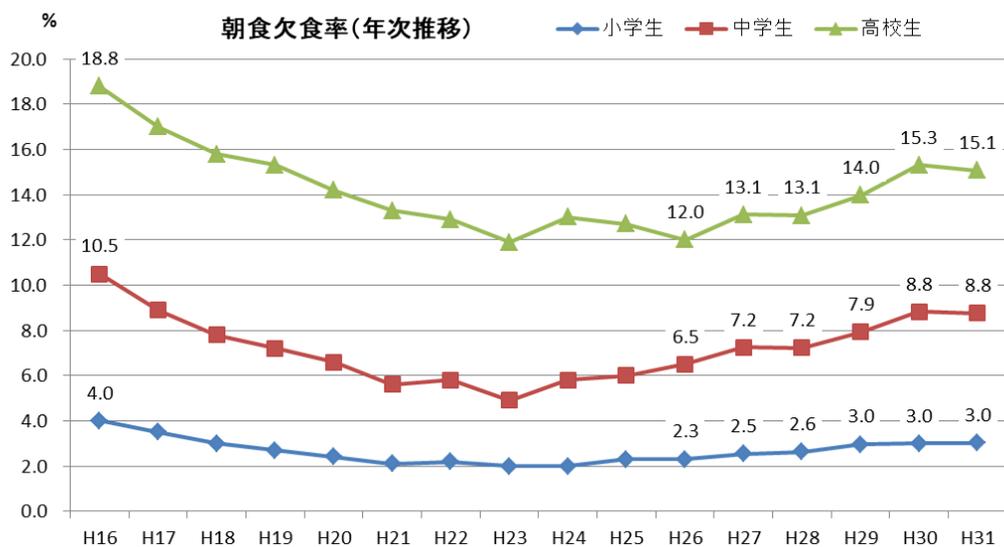
家庭、学校・幼稚園・保育所、地域等の多様な関係者がともに連携しながら、食育の取組が行われており、望ましい食習慣や知識の習得、健全な食生活の実践を通して、生涯にわたる健康な心と身体の保持増進と豊かな人間性を育てています。

現状と課題

- ◆ 乳幼児期から発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる、食事づくりや食の選択など、「食を営む力⁹⁾」を養うことが重要です。
- ◆ 朝食を欠食する子どもの割合は、平成21年度以降ほぼ横ばいで推移していましたが、平成27年度から増加に転じています。欠食の理由としては「時間がない」「食べたくない」が多く、規則正しい就寝・起床等の基本的な生活習慣の乱れ等が影響していることが考えられます。

また、親世代となる働き盛りの30～50歳代では、主食・主菜・副菜をそろえるなど栄養バランスに配慮した食事をする者や家族や友人などと一緒に食事をしている者の割合が減少しており、同居する親世代のライフスタイルが子どもを含めた家庭全体に影響していることが考えられます。

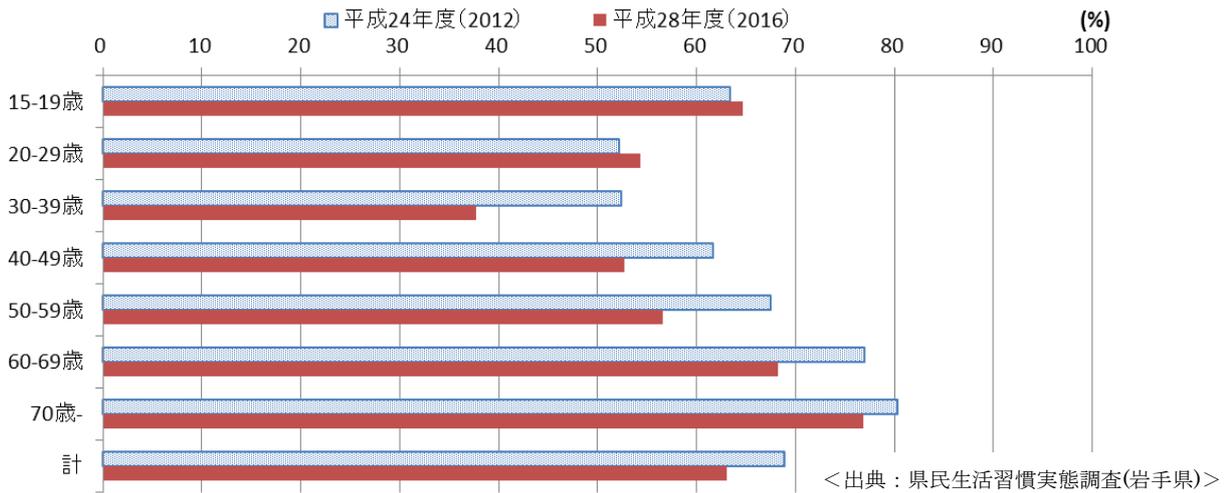
さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により、家庭で食事をとる機会が増加しており、「新しい生活様式」に対応した健全な食生活を実践することが一層必要です。



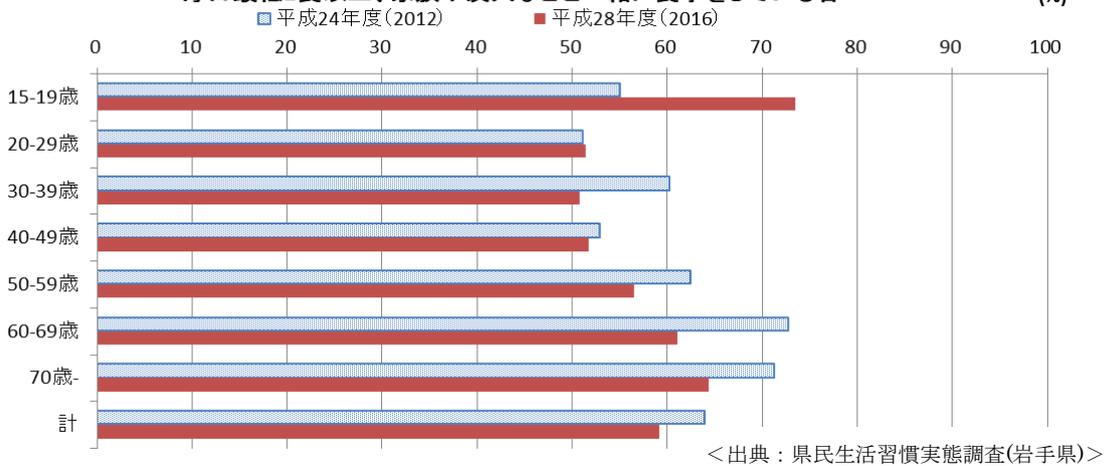
<出典：いわて健康データウェアハウス>

⁹⁾ 食を営む力：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力。保育所保育指針(平成29年3月厚生労働省)において、食育の目標として「食を営む力」の育成を掲げている。

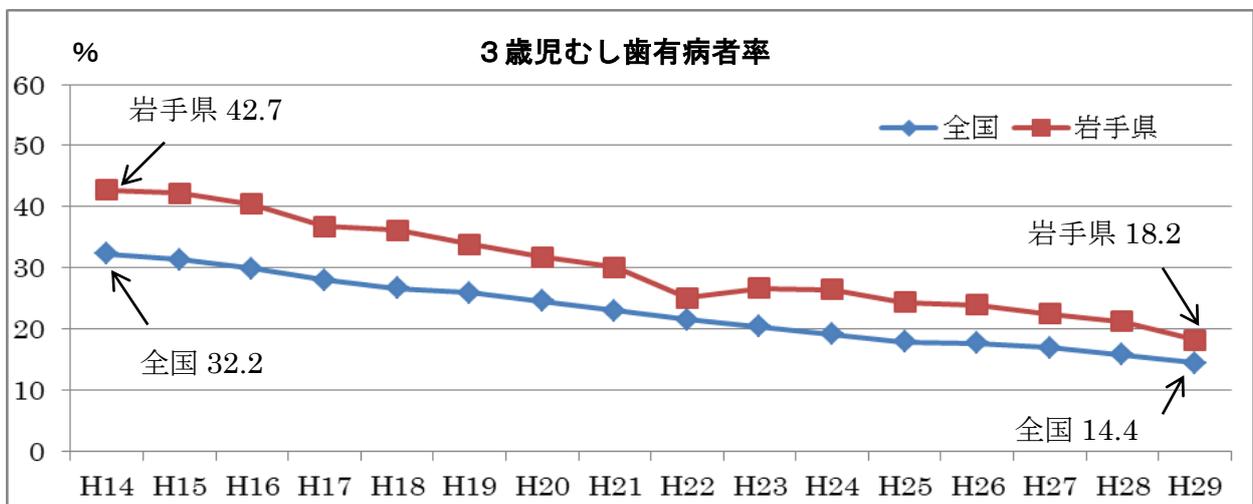
主食・主菜・副菜をそろえた食事が1日に2回以上の者



毎日最低1食以上、家族や友人などと一緒に食事をしている者

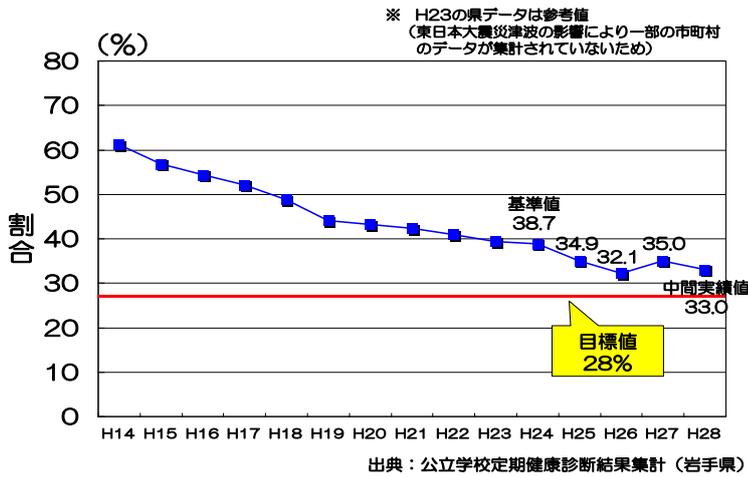


- ◆ 子どものむし歯有病者率は毎年着実に減少し改善していますが、3歳児のむし歯有病者率は全国平均と比較して高く、また12歳児のむし歯有病者率は減少傾向にあるものの、一人平均むし歯数については、最も多い市町村が2.3本に対し、最も少ない市町村では0.3本と、その差は2.0本となっており、市町村格差が課題となっています。このため、今後も子どものむし歯を予防し、健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進める必要があります。

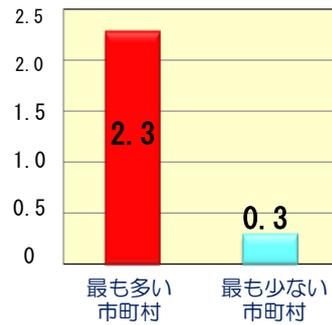


<出典：「3歳児歯科健康診査結果集計、地域保健・健康増進事業報告」厚生労働省>

12歳児で(永久歯)むし歯がある者の割合の推移

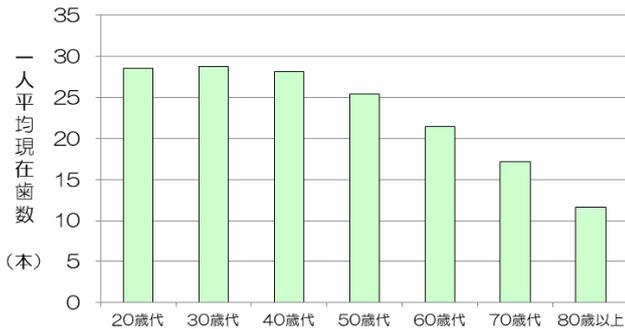


市町村別一人平均永久歯むし歯数（12歳児）



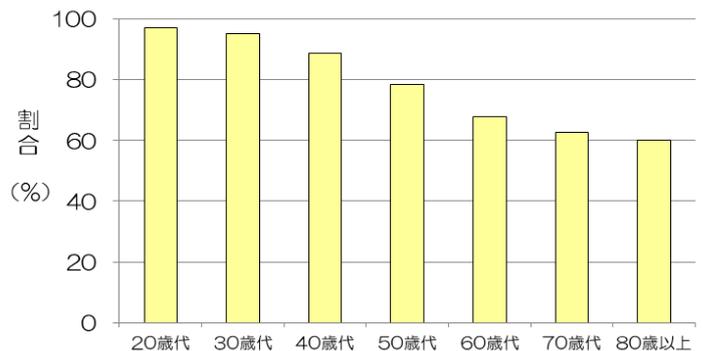
- ◆ 成人の一人平均現在歯数¹⁰は年齢とともに減少し、これと合わせるように何でも食べられる咀嚼良好者の割合も減少しています。歯の喪失の主な原因はむし歯と歯周病であることから、生涯何でも食べられるように、むし歯と歯周病の予防や、重症化の防止を推進する必要があります。また、高齢者では口腔機能¹¹の低下により摂食・嚥下に困難を来す場合が多いことから、口腔機能の維持・向上¹²を進めることが必要です。

成人の一人平均現在歯数



＜出典：県民生活習慣実態調査(岩手県)>H28

成人の咀嚼良好者の割合



＜出典：県民生活習慣実態調査(岩手県)>H28

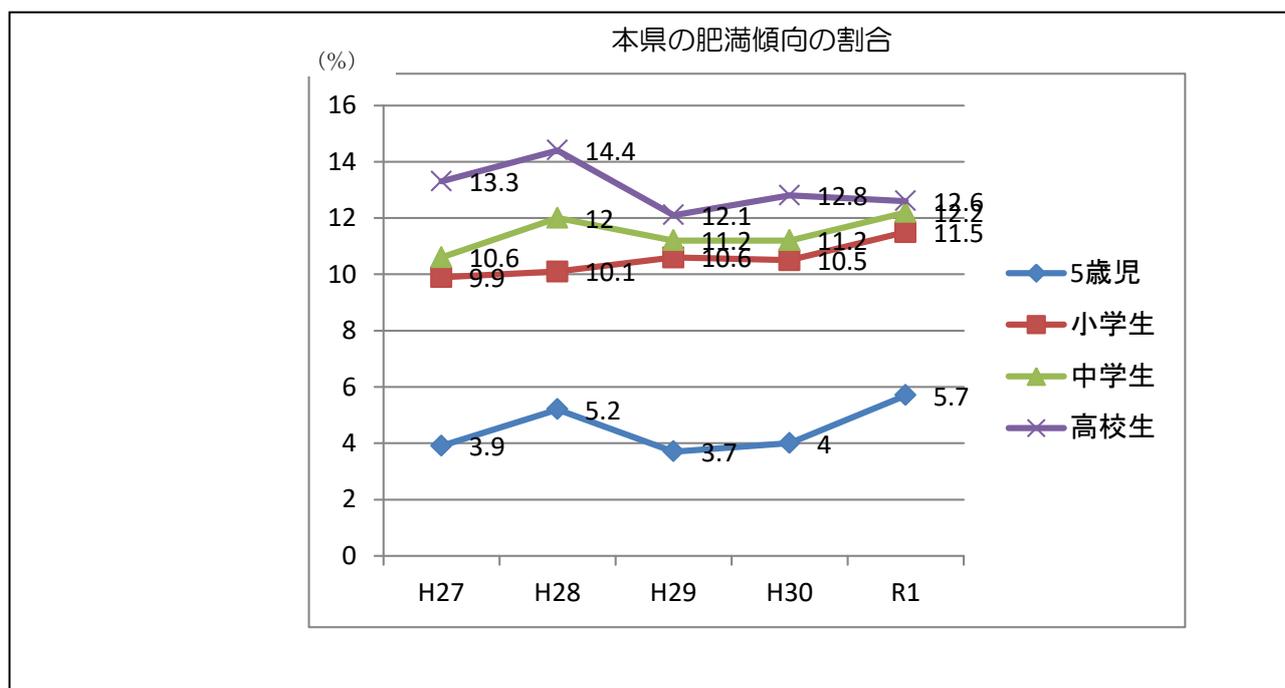
¹⁰一人平均現在歯数：現在歯（現在、口の中に残っている歯）の一人当たりの平均本数。対象者にみられた現在歯数の総本数を対象人数で割った値。

¹¹口腔機能：噛む、食べる、飲み込む、話す、呼吸する、唾液を出すなどの口が担う機能の総称。

¹²口腔機能の維持・向上：口の持っている働きを健全に維持するため、口の中の清掃と口の機能訓練によって、口の中の衛生状態と機能を維持・改善すること。

- ◆ 県内各小学校・中学校・高等学校において、肥満防止の取組実施校が増加しましたが、子どもの肥満は、全国平均よりも高い状況が続いています。

学校における食育については、ほぼ全ての公立小・中学校において、「食に関する指導¹³の全体計画」¹⁴に基づき、学校教育活動全体の中で取り組まれています。公立高校においては、計画の策定割合が約5割にとどまっています。高校生を対象とした計画的かつ継続的な取組の支援が必要です。



<出典：「学校保健統計調査」文部科学省>

○ 肥満傾向の割合の全国との比較（小学生・中学生・高校生の全学年）

	小学生		中学生		高校生	
	H29年度	R1年度	H29年度	R1年度	H29年度	R1年度
全国	7.3%	7.8%	8.2%	8.9%	9.3%	9.3%
岩手県	10.6%	11.5%	11.2%	12.2%	12.1%	12.6%

<出典：「学校保健統計調査」文部科学省>

¹³ 食に関する指導：学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指すもの。文部科学省は、食に関する指導の目標を次のように設定している。

（知識・技能）食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。（思考力・判断力・表現力等）食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。（学びに向かう力・人間性等）主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

¹⁴ 食に関する指導の全体計画：学校教育活動全体の中で、体系的な食に関する指導が計画的、組織的に行えるよう、学校が作成する計画。

- ◆ 健康寿命の延伸に寄与する生活習慣病等の予防に関連して、平成 24 年度と平成 28 年度を比較した肥満者の割合の推移を見ると、40 歳から 60 歳代の女性の肥満者の割合は減少していますが、20 歳から 60 歳代の男性は、やや増加しています。

また、本県の脳血管疾患及び心疾患の年齢調整死亡率¹⁵は、65 歳未満から既に全国より高い状況であることから、県民自らが健全な食生活を営むことができるよう、地域や企業での継続した生活習慣病予防に係る普及啓発や食環境整備を進める必要があります。

さらに、不適切な食習慣は長期に継続される傾向にあることを踏まえ、特に若年者層の食に対する意識改善を図る必要があります。

肥満者の割合の推移

区分		平成 24 年	平成 28 年
男性【20 歳～60 歳代】	全国	29.6%	32.4%
	岩手県	32.7%	40.0%
女性【40 歳～60 歳代】	全国	21.8%	21.6%
	岩手県	27.2%	26.2%

出典：全国は国民健康・栄養調査（厚生労働省）、岩手県は県民生活習慣実態調査

脳血管疾患・心疾患の男女別年齢調整死亡率の全国と岩手県との比較

疾患別	性別	年齢区分	全国	岩手県
脳血管疾患	男性	総数	37.8	51.8
		65 歳未満	11.1	16.6
	女性	総数	21.0	29.3
		65 歳未満	4.8	6.6
心疾患	男性	総数	65.4	80.5
		65 歳未満	20.5	26.4
	女性	総数	34.2	37.9
		65 歳未満	5.5	6.0

出典 総数は H27 特殊報告から引用し、65 歳未満は国が公表している H27 人口動態統計等から岩手県健康国保課が算出

¹⁵ 年齢調整死亡率：人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、死亡率を一定の基準人口（昭和 60 年モデル人口）にあてはめて算出した値

1 乳幼児等の健全な食習慣の形成

県の取組

○ 妊産婦や乳幼児の食事指導への支援

妊娠中のバランスのとれた食生活の実践と出産・子育てに必要な健康な体づくりを促進するため、「妊産婦のための食事バランスガイド（平成 18 年 2 月厚生労働省）」に基づき、妊産婦に対する食事指導を支援します。

また、母乳育児や乳幼児の発達段階に応じた離乳などの適切な支援のあり方について基本的事項が示された「授乳・離乳の支援ガイド（平成 31 年 3 月厚生労働省）」に基づき、乳幼児からの正しい食生活について普及啓発を行います。

○ 子育て相談の実施

子育て家庭を支援するため、基本的な生活習慣や食生活をはじめとする様々な子育ての不安や悩みに対し、電話相談やメール相談を実施します。

○ 口腔の健康づくりの推進

健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進めるため、保育所及び幼稚園でのフッ化物応用法¹⁶の利用促進等により、むし歯予防対策を推進するとともに、イベント・講演会等の場において「自分の歯で何でも噛めるようにしておくこと、よく噛んで食べる習慣を身に付けること」の大切さを普及啓発します。

また、むし歯予防対策としてフッ化物洗口法の導入を希望する保育園、幼稚園等において、園医等の歯科医師及び歯科衛生士が専門的・技術的支援を行います。

○ 特定給食施設等への指導

給食を通じて子どもの健康の維持増進に必要となる適正な栄養量を提供するため、特定給食施設等への指導を実施するとともに、給食担当者の資質向上のための研修会を開催します。

¹⁶ フッ化物応用法：フッ化物を使用することにより歯の質を酸に対して強くし、むし歯から守る方法。全身応用法と局所応用法があり、日本ではフッ化物配合歯磨剤による歯磨き、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口等の局所応用法が主に利用されている。

2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成

県の取組

○ 学校における食育の推進

学校教育活動全体の中で食育を総合的に推進するために、管理職や、教諭、栄養教諭等を対象とした研修会の開催などにより、「食に関する指導の全体計画」の作成と食育担当者の配置を進め、食に関する指導の充実を図ります。

また、国で実施している、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に関する文部科学大臣表彰制度等を活用し、県内の各学校等で行っている「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

なお、私立学校における食育の取組については、それぞれの建学の精神に基づいた特色ある教育活動に対して、補助事業等を通じて支援します。

○ 肥満予防のための取組支援

健全な生活習慣確立のため、担任や、養護教諭、栄養教諭等による指導を行うとともに、関係機関と連携した取組を支援します。

また、適度な運動習慣や、望ましい食習慣、基本的な生活習慣の形成・定着の推進を図るため、1日60分以上運動する「希望郷いわて 元気・体力アップ60運動¹⁷」や、軽度肥満児童とその保護者を対象とした個別相談指導資料、食習慣啓発資料、中高生向けの新たな指導資料を積極的に活用するなど、体力向上及び肥満対策等の取組を推進します。

○ 地域との連携による食育の推進

生産者や関係機関と連携した食育の取組について、研修会等を通じて広く県内の学校に周知し、地域との連携による食育を推進します。

○ 「食育だより」などを通じた家庭への働きかけ

食育の取組において学校と家庭との連携が図られるよう、「食育だより」などを通じて、学校における食育の取組状況や食に関する情報を提供します。

○ 教育振興運動の展開

基本的な生活習慣の形成や食生活の改善の取組など、地域の教育課題を自主的に解決するため、子ども・家庭・学校・地域・行政の5者が連携して取り組む教育振興運動を展開します。

○ 口腔の健康づくりの推進

健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進めるため、学校での歯科健康教育・実技指導の実施や、フッ化物応用法の利用促進等により、むし歯予防対策を推進するとともに、イベント・講演会等の場において「自分の歯で何でも噛めるようにしておくこと、よく噛んで食べる習慣を身に付けること」の大切さを普及啓発します。

また、小・中・高等学校において、学校医等の歯科医師及び歯科衛生士が、むし歯や歯肉炎、口腔外傷等をテーマとした健康教育や歯科保健指導を実施するとともに、むし歯予防対策としてフッ化物洗口法の導入を希望する小中学校等において、歯科医師及び歯科衛生士が専門的・技術的支援を行います。

○ 特定給食施設等への指導（再掲 P14）

¹⁷ 希望郷いわて 元気・体力アップ60運動：児童生徒の体力向上を目指し、「学校・家庭・地域で1日60分以上運動・スポーツに取り組もう」をスローガンとした取組。

3 生涯にわたる健全な食習慣の形成

県取組

○「新しい生活様式」に応じた健全な食生活実践への支援

個々人に対応したアプローチを実現するためには、ライフステージや生活様式に直結した働きかけを行うことが必要なことから、保育所や学校、企業のほか、飲食店等の食産業も含めた地域の有機的な連携を進め、健全な食生活の普及や実践をサポートします。

また、「健康的な食事推進マスター¹⁸」と連携し、企業が行う「健康経営」の積極的支援等を通じて若年者層の食生活改善の取組を強化することにより、家庭における健全な食生活の実践及び生涯を通じた食習慣の形成をサポートします。

○ 食事バランスガイドの普及

望ましい食習慣の定着を図るため、食生活指針¹⁹（2016年6月改定）を具体的な行動に結び付けるものとして、食事の望ましい組合せや、おおよその量をわかりやすくイラストで示した食事バランスガイド²⁰の普及を推進します。

また、岩手の食文化の中で培われてきた郷土食や地域の食材を利用した岩手ならではのメニューをバランスよく組み入れた「岩手県版食事バランスガイド」や、県産食材を材料とした伝統料理等を題材に外食・中食向けにアレンジを加えた「いわての食財を使ったヘルシーレシピ集」の利用を進めるとともに、ホームページ等を活用し、広く普及を図ります。

○ 食生活改善ツール等の活用及び普及

子どもや大人も楽しみながら食生活の改善に取り組めるような岩手県オリジナル教材の開発や、その活用拡大に努めます。

○ 健康づくりボランティア等の育成・活動支援のための研修等の実施

食生活改善推進員や保健推進員、運動普及推進員など、地域で健康づくり活動を行うボランティアが「新しい生活様式」に対応した積極的な活動を進めることができるよう活動支援や育成のための研修会を開催します。

○ 栄養・健康づくり関係者の資質向上のための研修等の実施

栄養・健康づくり指導者の資質向上を図るため、市町村栄養士や健康運動指導士等を対象とした食生活や運動指導関係者の研修会を開催します。

また、内臓脂肪をためない食事の考え方や指導技術を習得し地域や事業所の取組を先導する者として、栄養士や保健師、養護教諭等を対象に「健康的な食事推進マスター」を養成します。

○ 地域の食生活習慣実態の調査の実施

幼児や児童生徒、成人などライフステージ別の食生活習慣に関する情報を継続的に収集し、現状や課題を分かりやすく県民に提供します。

¹⁸ 健康的な食事推進マスター：内臓脂肪をためない食事提供の考え方や具体的な運用方法等の技術習得のための講座を受講し、自身の職場や地域において内臓脂肪減少のための積極的な取組を先導する者。

¹⁹ 食生活指針：以下10項目から構成される食生活に関する基本的な指針で、平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が、国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定したもの。

①食事を楽しみましょう。②1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。③適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。④主食、主菜、副菜を基本に、食事バランスを。⑤ごはんなどの穀類をしっかり。⑥野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて。⑦食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。⑧日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。⑨食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。⑩「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみましょう。

²⁰ 食事バランスガイド：食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとして、食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。

○ 飲食店等の栄養成分表示等の促進

バランスのとれた食生活を実践しやすい環境を整備するため、料理の栄養成分を表示する飲食店の登録を促進します。

○ 口腔の健康づくりの推進

生涯自分の歯で何でも食べられるようにするため、乳幼児や児童生徒、成人等のライフステージに応じて、むし歯や歯周病、口腔機能の低下等に対する歯科保健活動を実施し、「8020（ハチマルニイマル）運動」²¹を推進します。

○ 特定給食施設等への指導（再掲 P14）

²¹ 8020（ハチマルニイマル）運動：「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という国民の歯の健康づくり運動。高齢者対象の調査で、歯が20本以上あれば食品の硬さや調理方法に関係なく、ほとんどの食品が食べられることが明らかにされ、また運動が始まった平成元年当時の平均寿命が約80歳であったことからこの目標が掲げられた。

皆さんに期待すること

<p>家 庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、朝食を食べる（準備する）習慣を身に付ける。 ・「早寝・早起き・朝ごはん」を実践する。 ・家族全員又は誰かと一緒に食卓を囲み、楽しい会話をしながら食事をする機会を作る。 ・一日に2回は、主食・主菜・副菜が揃った食事を食べる（準備する）よう心がける。 ・自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣を身に付ける。 ・学校が開催する給食交流会などの食に関する行事へ参加する。 ・学校が実施する食生活に関する取組を参考に、健全な食生活を実践する。
<p>幼稚園・保育所 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの食への興味と意欲や望ましい食習慣を育成するための取組を実施する。 ・家庭に対する食生活に関する相談や助言を実施する。 ・家庭や地域に給食を試食する機会を提供する。 ・子どもの口腔の健康づくりを行い、よく噛んで食べる習慣の形成に取り組む。 ・「早寝・早起き・朝ごはん」の形成に取り組む。
<p>学 校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動全体を通じた児童生徒への食に関する指導を実施する。 ・家庭に対する啓発活動を実施するとともに、食育に関する様々な情報を提供する。 ・子どもの口腔の健康づくりを行い、よく噛んで食べる習慣の形成に取り組む。 ・「早寝・早起き・朝ごはん」の指導を実施する。
<p>地 域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療関係者等による口腔の健康づくりの実施により、自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣の形成・維持に取り組む。 ・近所等に健康的な食生活に関する情報を提供する。 ・学校が開催する給食交流会などの食に関する行事へ参加する。
<p>食品関連事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店における栄養成分表示を積極的に進める。
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診や各種事業を通じた子どもの健康と食に関する相談体制を充実させる。 ・子育て世代（20～40歳代）が参加しやすい方法による健康や食に関する各種教室を積極的に開催する。 ・食生活改善推進員を養成する。 ・歯科医療関係者等と連携して住民の口腔の健康づくりを実施し、自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣の形成・維持に取り組む。 ・家庭と学校や地域が連携して行う食育に関する行事や活動を支援する。

第2節 食の安全安心を支える食育の推進

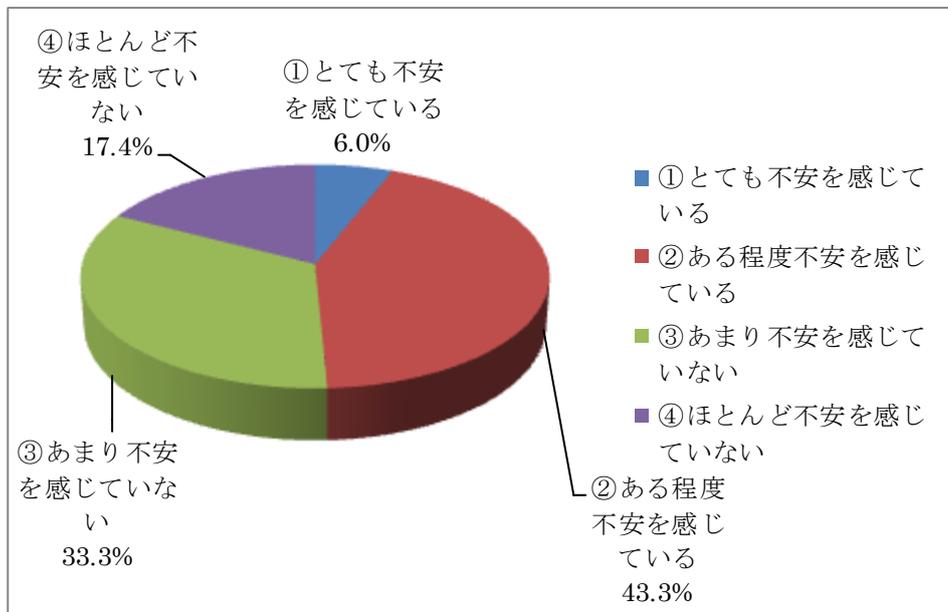
めざす姿

食品の安全性に関する情報提供や食品表示の適正化の推進を通じて、県民が食について自ら考え、安全な食品を自らの判断で正しく選択する力を養っています。

現状と課題

- ◆ 食の安全を揺るがす食中毒や食品の偽装は、依然として発生しています。
- ◆ 令和2年に実施した希望郷いわてモニターアンケートによると、県民の食品の安全性に不安を感じている人の割合は、平成26年度の64.0%から令和元年度では49.3%に減少しました。
しかし、依然として約半数の県民が不安を抱えている状況のため、今後も、食の安全安心を確保する取組を行う必要があります。
- ◆ 食品の信頼向上のためには、県民と食品関連事業者の相互理解の増進が必要です。このため、リスクコミュニケーション²²などの学習の機会を提供していく必要があります。
- ◆ 食に関する情報が社会に氾濫していることから、県民が食品に関する情報を適正に選択できるよう、食の安全安心に関する出前講座などを通じて、食品に関する情報を提供していく必要があります。

○ 食品の購入にあたって不安を感じますか。



(出典:「希望郷いわてモニターアンケート」令和2年2月)

²² リスクコミュニケーション：食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者等の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

- ◆ 食品表示は、食品の安全性確保や消費者の食品選択の重要な情報の一つであり、食品表示法²³に基づく適正な表示が求められますが、認識不足等から適正な表示を行っていない食品関連事業者も見受けられます。食品表示法施行時に設けられた新たな食品表示基準への移行期間終了や、法施行後も加工食品に対する原料原産地の表示や遺伝子組換え食品など表示方法の改正が続いていることも踏まえて、食品関連事業者に対して、適正な食品表示の指導を徹底する必要があります。
- ◆ 本県を会場とする様々な大規模イベント等が開催されることにより、全国各地から来県する方々に、安心して食品を購入し、食べていただくためにも、適正な食品表示の推進を図る必要があります。
- ◆ 食品の安全に関する情報が氾濫する中、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、食生活をコントロールしていく「食の自己管理能力」が必要になっています。
- ◆ 平成 15 年から開始された牛肉トレーサビリティ制度²⁴は、本県独自の牛肉トレーサビリティシステムにより普及していますが、平成 22 年 10 月から開始された米トレーサビリティ制度²⁵は、米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行うすべての事業者及び生産者を対象とするため、今後も、一層の普及・定着を図る必要があります。
- ◆ 近年、豪雨等による自然災害が各地で発生しており、避難所における炊き出しなど食料の提供が行われる場合があることから、このような状況に備え、災害発生時食品衛生確保対策マニュアルを制定し、災害時の食中毒防止等の体制を整備しています。災害発生時はマニュアルに基づき、避難所の状況に応じた食中毒予防について速やかに徹底する必要があります。
 また、岩手県災害備蓄指針を策定し、災害発災直後から食料等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるために必要な備蓄の目安などを定めました。岩手県地域防災計画では、3 日分程度の食料の備蓄を県民の役割としているところであり、県や市町村に限らず、家庭や事業所においても食料の備蓄を行う必要があります。

²³ 食品表示法：食品衛生法、JAS 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として制定された法律。

²⁴ 牛肉トレーサビリティ制度：「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成 15 年法律第 72 号）以下「牛肉トレーサビリティ法」という。）により、牛肉の生産・流通情報の届出、記録、個体識別番号の表示等を義務付ける制度。

²⁵ 米トレーサビリティ制度：「米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律第 26 号）（以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づき、米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（米穀等）を取り扱う事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録（H22.10～）及び産地情報の伝達を義務（H23.7～）付ける制度。

1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進

県の取組

○ 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進

県民と食品関連事業者の相互理解の増進を図るため、食の安全安心の確保に関する意見交換の場として、リスクコミュニケーションを実施するとともに、対話を重視した講座型リスクコミュニケーションを推進します。

○ 食の安全安心に関する出前講座等の実施

生産から販売に至る各段階における県民の食品の安全性の確保に資するため、食の安全安心に関する講座（出前講座）の開催や講習会等への講師の派遣を実施し、農薬の安全性や食品表示、HACCP に沿った衛生管理などの理解の促進と、食品に関する適正な判断力の養成等を図ります。

○ 食品の安全性等に関する情報の提供

食品の安全性等に関する理解の促進を図るため、広報媒体等を活用し、食品の安全性等に関する正しい情報を適切かつ迅速に提供します。

○ 災害発生に対応した食の安全安心の確保

災害が発生した場合は、食中毒の防止や被害拡大等の対策に取り組むとともに、必要に応じて災害発生時食品衛生確保対策マニュアルを見直します。

また、災害発災直後から食料等の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるため、食料の計画的な備蓄を行うとともに、県民や事業所の備蓄を促進します。

○ 学校における食育の推進（再掲 P15）

2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

県の取組

- **食品に関するトレーサビリティ制度の普及**
本県独自の牛肉トレーサビリティシステムにより、情報を開示します。
米トレーサビリティ法の普及・定着に向け、国と連携し、食品事業者等を対象として、必要に応じて指導を行います。
- **食品表示に関する店舗への指導**
食品表示の適正化を推進するため、店舗に対して食品表示の指導等を行うとともに、食品表示法に基づく重点的な監視・指導に併せて最新の食品表示制度の普及・定着を図ります。
- **食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実**
食品表示の適正化を推進するため、県内の消費者を食品表示ウォッチャー²⁶として委嘱するとともに、研修会の開催等によりモニタリング活動の充実を図ります。
- **食品の適正表示を推進する者の養成**
食品関連事業者による食品表示の適正化に関する自主的な取組を支援するため、食品の適正表示を推進する者を養成するための講習会への講師派遣を行い、食品表示に関する知識の普及を図ります。
- **食品表示に関する相談の実施**
食品表示の適正化を推進するため、食品表示 110 番を設置し、県民からの食品表示に関する相談、苦情、違反情報などを受け付けるとともに、その情報等に基づいて店舗点検などの監視・指導を実施します。
- **自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供**
食品による健康被害の未然防止及び拡大防止を図るため、自主回収報告制度による迅速かつ適切な回収を指導するとともに、他の都道府県で実施されたものも含め、自主回収情報を SNS などの広報媒体により速やかに県民に提供します。

²⁶ 食品表示ウォッチャー: 県が消費者に委嘱し、日常の買い物などの中で、店舗の食品表示の状況をモニターするとともに、不適正表示についての情報を求める制度。

皆さんに期待すること

家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。 ・食品表示や食中毒、食物アレルギーなどの食の安全について知識と理解を深める。 ・食品表示を有効活用する。 ・牛肉・米トレーサビリティ制度により伝達された産地情報を、商品選択の参考とする。
幼稚園・保育所等 学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の時間や家庭科など関連する教科等の時間において、食品表示や食中毒、食物アレルギーなどの食の安全について学ぶ。 ・食品の生産、製造・加工、流通・販売について学ぶ。 ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。 ・食の安全安心の確保に関する情報を分かりやすく、適切に提供する。 ・食品の生産・製造・加工、流通・販売の仕組みなどの食の安全安心に関する学習を支援する。 ・食品に関する情報提供を推進する。 ・食品表示を適正に行う。 ・関係法令の遵守及びトレーサビリティに必要な取組（牛肉・米穀等の取組情報の記録・保存及び産地情報の伝達の実施）を行う。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対し、食品表示や食品衛生等に関する普及啓発を行う。

第3節 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

めざす姿

県内各地の伝統や風土に培われた、多彩な食文化の継承や食品ロスの削減について理解を深めるとともに、生産者と消費者との交流や農林漁業体験等を通して、食に対する感謝と岩手への愛着を育んでいます。

現状と課題

- ◆ 県内において、小中学校等の農林漁業体験学習におけるインストラクターの派遣等が実施されていますが、今後もこうした取組の更なる促進により、食料の生産等に関する理解を深める必要があります。
- ◆ 県民運動として展開してきた「地産地消²⁷⁾」の推進は、「いわて食財の日²⁸⁾」や学校給食、食品産業関係者による一体的な取組に加え、民間団体による地産地消運動の活発化など県民の参画による自発的な取組として展開され、地産地消促進計画を策定した市町村が増加しました。今後も、県産食材の利用拡大に向け、生産者と消費者の結び付きを更に強化するなど、地産地消の取組を支援していく必要があります。
- ◆ 地域における郷土料理などの知識・技術を有した人材である「岩手県食の匠」²⁹⁾が中心となり、各地で岩手の食文化の伝承活動を行っています。今後も、継続的に後継者を育成し、次代を担う若い世代に本県の多彩で豊かな食文化や食生活を継承していく必要があります。
- ◆ 学校給食における令和元年度の県産食材使用割合（食材数ベース）は、令和元年度では23.2%と全国平均（26.0%）を下回っていますが、各学校においては、県産食材を取り入れた学校給食を教材として活用した「食に関する指導」（学校における食育）に取り組んでいます。今後も、安全で信頼できる県産食材の活用が更に推進されるよう、産直施設等から給食施設等に対する円滑な食材供給を進めるとともに、児童生徒の食の安全安心に関する理解を深めていく必要があります。

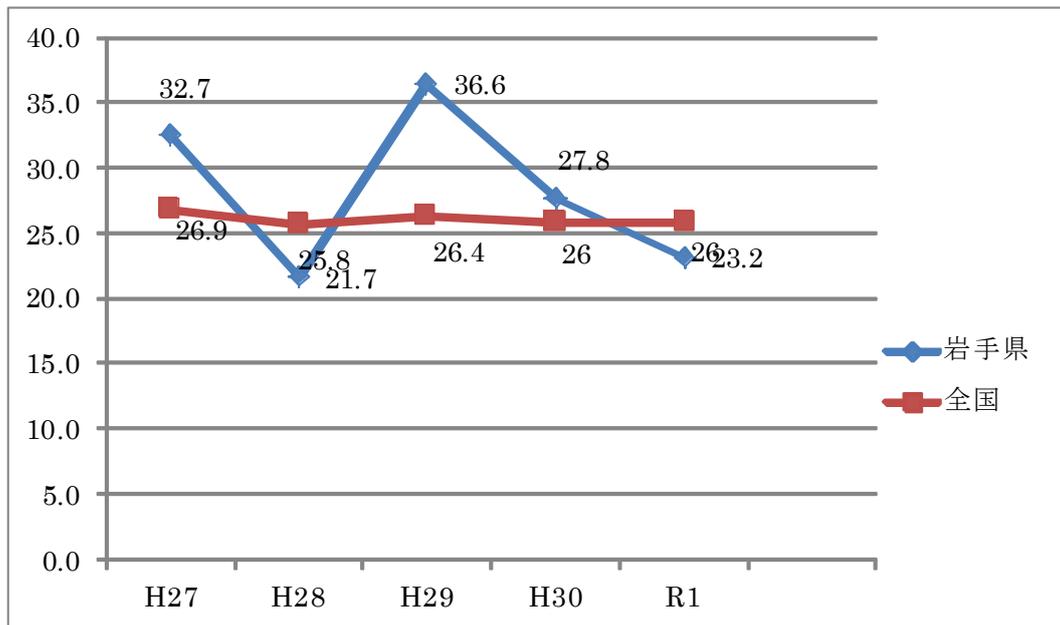
²⁷⁾ 地産地消：「地場生産―地場消費」を略した言葉で、「地元でとれた生産物を地元で消費する」という意味で使われる。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されており、全国的に取組み事例が増加している。

²⁸⁾ いわて食財の日：毎月1回第4土曜日を中心とする3日間。小売店や産直施設、外食店舗等で、県産農林水産物やそれらを用いた調理品を提供して頂き、県内の各家庭における県産農林水産物の利用の気運を盛り上げるために県が設定した。

²⁹⁾ 食の匠：永年受け継がれてきた地域の食文化や郷土料理等に関する知識・技術を受け継ぎ、その情報発信と次代への伝承ができる者として、県が認定した者。

○学校給食の県産食材利用割合

(%)



<出典：文部科学省調査>

- ◆ 食品ロスは、日本全国で約612万トン（平成29年度農林水産省推計）と推計されており、食料の約6割を海外に依存する一方で、大量の食品ロスが生じています。食品ロスや食品廃棄物は処理に高額な経費を要する上、化石燃料の使用が地球温暖化につながっていることから、食品ロスの発生をできる限り抑制し、環境負荷の低減を図るとともに、家計負担の軽減や生産性の向上につなげる必要があります。

1 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進

県の取組

○ 学校等における農林漁業体験学習の支援

農林水産業への理解を促進するため、小中学校等において取り組んでいる農林漁業体験学習に対し、体験インストラクター等の派遣・紹介や、関係施設の見学等の受入れなどの支援を行います。

○ 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消取組の支援

市町村の地産地消促進計画の策定を支援し、産直による学校給食や医療・福祉施設等への食材供給などによる域内消費拡大に取り組みます。

消費者に県産農林水産物の品質やおいしさなどを発信しながら、「いわて食財の日」や県内外の民間企業と連携した取組等を一層推進し、社員食堂や飲食店、家庭等における県産食材の利用拡大を進めます。

また、県産農林水産物で製造する加工食品の優良事例を収集し、県内に広く情報発信することなどにより、県産農林水産物の利用促進に取り組みます。

さらに、地域の特色ある「食」を核に、多様な歴史や文化等を融合したフードツーリズムを展開します。

○ 「食べよう！いわての美味しいお米。」運動の推進

豊かな自然に恵まれた食料生産県である本県では、これまでも和食や食文化が継承されてきましたが、県オリジナル品種をはじめとする県産米の需要を拡大するため、若い世代等に対するごはん食等の機会創出に向けた取組支援や、お米の良さの啓発活動などに取り組みます。

2 食文化や食生活の継承

県の取組

○ 食の匠の活動支援

食の匠による食文化伝承会の開催やネットワーク活動を支援するとともに、郷土料理のレシピ収集・保存（動画を含む）を進め、ホームページなどを活用した情報発信を行います。

また、食の匠の技を次世代に継承するため、継続的に後継者育成を行っていきます。

○ 食生活改善推進員等の活動支援

食生活改善推進員による郷土料理の普及啓発活動を支援します。

また、郷土食を普及することができる若い世代の育成を支援します。

○ 学校給食への郷土料理の活用

栄養教諭等を対象とした研修会等において、学校給食に郷土料理を取り入れることの意義を周知し、その活用推進を図ります。

○ 環境に配慮した食生活の推進

家庭から排出される生ごみなどの削減に向けて、環境教育事業などを通じ3R³⁰の普及啓発を推進します。

また、豊かな食料供給県岩手を支える、豊かで美しい自然環境の保全のため、海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、使い捨てプラスチックの使用抑制についても普及啓発を進めます。

○ 学校における食育の推進（再掲 P15）

○ 「食べよう！いわての美味しいお米。」運動の推進（再掲 P26）

³⁰ 3R（スリーアール）：Reduce リデュース（ごみの発生抑制）、Reuse リユース（再使用）、Recycle リサイクル（再生利用）の3つの言葉の頭文字をとった循環型社会の形成へ向けた取り組みの総称。

皆さんに期待すること

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・四季折々の家庭行事などで郷土料理や行事食をつくり、楽しく食卓を囲む。 ・県産食材や地元で採れる季節の食材を使った家庭料理を心がける。 ・祖父母や親から“我が家に伝わる料理”を積極的に学び、次世代に伝える。 ・食べ残しをしない。 ・食材は使い切り、料理くず等を出さないよう調理方法を工夫する。 ・マイボトルやマイ箸を活用するなど、使い捨てプラスチックの使用をできるだけ控える。
幼稚園・保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・行事や実習等の体験を通じて、幼児期から地域の食文化に触れる機会を提供する。 ・地元食材や県産食材、郷土料理や伝統料理を給食に取り入れる。 ・給食、お弁当を残さず食べる「もったいない」の習慣を培う。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・農林漁業の体験活動を通じて、地域の食材に対する理解を深める。 ・地元食材や県産食材、郷土料理や伝統料理を学校給食に取り入れ、食に関する指導の生きた教材として学校給食を活用する。 ・家庭に対する啓発活動、情報提供を行う。 ・給食、お弁当を残さず食べ「もったいない」の習慣を培う。 ・食品ロス削減に関する理解を深める。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の多様な体験の機会を提供する。 ・地域行事や共食事業等の機会を活用し、地元食材や県産食材を取り入れるとともに、郷土料理を食して伝える機会を提供する。
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の多様な体験の機会を提供する。 ・食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させる。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験学習関係者の連携を推進する。 ・食文化や郷土料理の継承関係者の連携や、食の匠等による伝承活動のための環境づくりを推進する。 ・食文化や郷土料理を継承できる人材を育成する。

第4節 地域に根ざした食育の推進

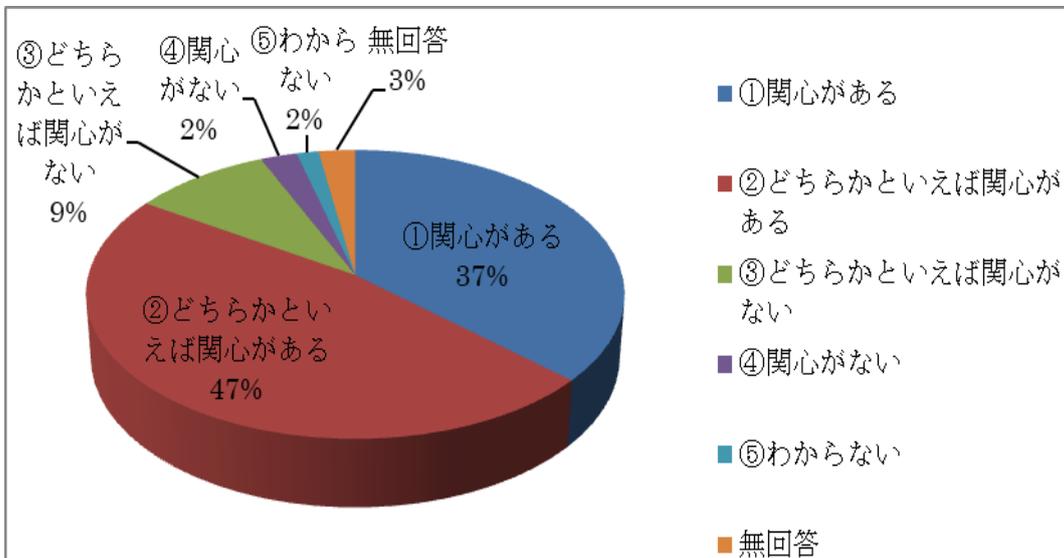
めざす姿

県民一人ひとりが、食育の重要性を認識し、自らの意思で日常的に食育に取り組み、地域に根ざした食育推進が展開され、次世代につながられています。

現状と課題

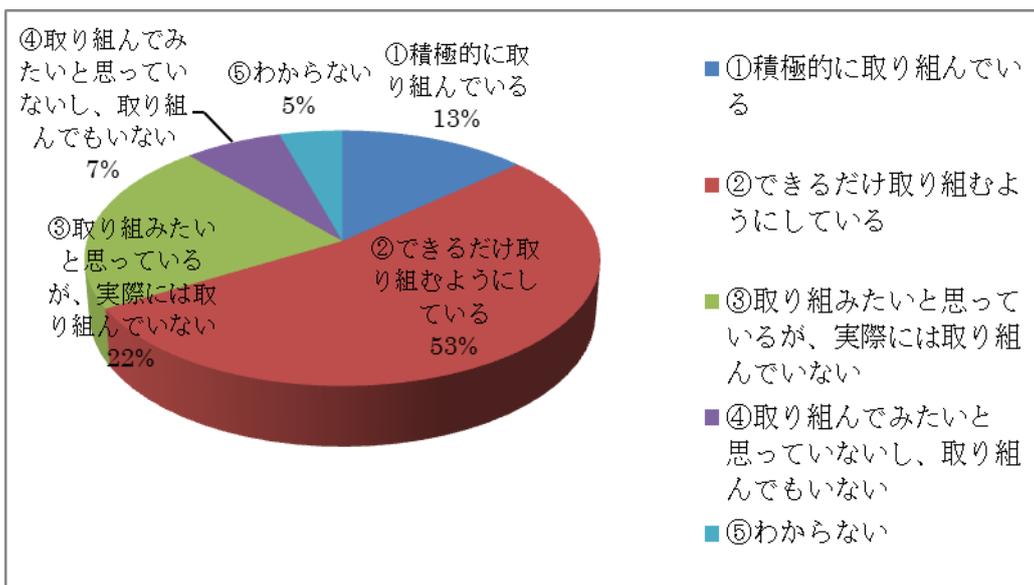
- ◆ 全県的な食育推進運動組織「岩手県食育推進ネットワーク会議」（令和2年度 44 団体）を平成18年に設立し、各種団体等と連携した普及啓発等に取り組んで来ましたが、県民の食育の関心度については、令和元年度調査では84.1%で、平成26年度の91.2%から若干の減少が見られます。引き続き、県民一人ひとりが自ら食育を実践するよう様々な取組を行う必要があります。
- ◆ 令和元年度末現在、市町村食育推進計画は33の全市町村において策定されていますが、計画策定率100%が維持されるよう、引き続き計画の見直しを適切に行う必要があります。
- ◆ ライフスタイルの変化や家族形態の多様化に応じた地域等における食育を進める必要があります。また、不適切な食習慣は長期に継続される傾向にあることも踏まえ、特に若い世代の食に対する意識改善を喚起する必要があります。

○食育に関心がありますか。



〈出典:「希望郷いわてモニターアンケート」令和2年2月〉

○食育の取組を行っていますか。



〈出典:「希望郷いわてモニターアンケート」令和2年2月〉

○都道府県及び市町村の食育推進計画作成割合

平成31年3月末現在

	市町村数	食育推進計画作成市町村数 (割合)
全国	1,741	1,476 (84.8%)
岩手県	33	33 (100.0%)

〈出典:農林水産省調査〉

1 食育推進運動の展開

県の取組

○ 食育月間等における食育の普及

食育推進運動を重点的かつ効果的に展開するため、毎年6月の「食育月間³¹」及び毎月19日の「食育の日」のほか、「いわて減塩・適塩の日³²」や「いわて家庭の日³³」、「いわて食財の日」などの食育に関連する行事も活用しながら、岩手県食育推進ネットワーク会議関係団体と連携し、食育の普及啓発活動を実施します。

食育普及啓発キャラバンでは、訪問先での直接的な普及啓発に加え、朝食の重要性や理解を促進する啓発資料のほか、岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体が作成した朝食のレシピ等の家庭向けの資料配布を行うなど、内容の充実を図ります。

また、食育推進県民大会を継続的に開催するとともに、内容の工夫や見直しを行い、より多くの県民が参加することにより、県民運動の気運の一層の醸成を図ります。

さらに、県民が食育に具体的に取り組む上で参考となるライフステージごとの食育の取組内容をまとめた手引きや、各団体の食育の取組をまとめた食育取組事例集等を活用し、食育の一層の普及を図ります。

○ 食育を推進する基盤整備の支援

岩手県食育推進ネットワーク会議と企業や各種団体等の関係機関との連携の仕組みを構築し、県民運動として食育を展開します。

○ 食育推進貢献者等の表彰の実施

地域社会への貢献度が高く、他のモデルとなる実践的な食育推進活動に取り組んでいる個人又は団体を表彰するとともに、その優れた活動を広く周知します。

○ 食育に関する広報活動の推進

食育の重要性について県民理解の浸透を図るため、岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体と連携し、食育に関するコンクールの実施などにより、広報活動を実施します。

また、大学生等の若い世代が食の大切さへの理解を深めるための取組を強化するとともに、新しい生活様式にも対応するため、デジタル化に対応した研修会やホームページなどの各種広報媒体を通じて、市町村や岩手県食育ネットワーク会議構成団体などの食育の取組に関する情報を県民に発信します。

○ 第16回食育推進全国大会 in いわての開催

岩手県の自然に恵まれた「食」を全国にPRするとともに、食育の重要性について県民理解の更なる促進を図り、県民運動としての食育を広く展開していくため、令和3年6月、本県を

³¹ 食育月間・食育の日：国の食育推進基本計画で食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、毎年6月を食育月間、毎月19日を食育の日と定められた。

³² いわて減塩・適塩の日：脳卒中をはじめとした生活習慣病予防のため、毎月28日を「いわて減塩・適塩の日」として県民一人ひとりが食生活と健康について考え行動する日としている。

³³ いわて家庭の日：青少年の健やかな成長のため、毎月第3日曜日を「いわて家庭の日」として定めている。(社)岩手県青少年育成県民会議が主唱し、家庭での「家族・親子のコミュニケーション」、「家族そろっての食事」「お手伝い」等、家庭における食育の重要性などの普及啓発を実施している。

会場として「第16回食育推進全国大会 in いわて³⁴」を開催します。

○ 企業における食育活動の推進

企業における食育活動を推進するため、「いわて食育応援団³⁵」と連携した食育活動に取り組み、様々な立場で多角的な食育の活動が推進されるよう取り組みます。

³⁴ 第16回食育推進全国大会 in いわて：令和3年6月に農林水産省との共催により開催。食育月間に国と地方公共団体、民間団体等が協力し、食育について国民への直接的な理解促進を図るとともに、関係者相互間の連携を推進するために毎年開催する全国季語の中核的行事。

³⁵ いわて食育応援団：食育活動に積極的に取り組んでいる企業・団体を「いわて食育応援団」として、岩手県食育推進ネットワークが認証している。

2 市町村や地域における食育の推進

県の取組

○ 市町村等における食育推進の支援

地域に根ざした食育を推進するため、市町村食育業務担当職員研修会の開催等により、食育に関する情報の共有や、先進的な事例の紹介などを行い、各市町村の食育推進計画の策定に関する支援や食育推進体制の整備に向けた協力・助言を通じて、地域の特性に応じた食育が展開されるよう支援します。

また、子ども食堂など、民間団体等による子どもの居場所づくりの取組を支援し、全市町村への拡大を図るとともに、食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮します。

皆さんに期待すること

家庭	<ul style="list-style-type: none">・家庭等で食卓を囲む機会を充実させる。・親子や世代間におけるコミュニケーションを確保する。・買い物、料理、配膳の手伝い、食前・食後の挨拶等により、食に関する基礎を学ぶ。・学校や保育所、地域が行う食に関する勉強会や体験的な活動に子どもと一緒に積極的に参加する。
幼稚園・保育所等 学校	<ul style="list-style-type: none">・食育だより、給食展示、給食の試食会等を通じて学校給食や食に関する指導内容等を家庭と共有する。・保護者会等を通じて食に関する指導を行う。
地域	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携し、講習会、親子料理教室などの実施に努める。・幅広い世代における食育関連のリーダー育成に努める。
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none">・食育の理解を深め、各事業者の事業活動等特色に応じた食育活動を進める。
市町村	<ul style="list-style-type: none">・食育を推進するための適切な組織を形成するとともに、市町村食育推進計画を策定する。・市町村食育推進計画に基づき、学校や保育所、地域などと連携し、計画的に食育の施策を展開する。・ホームページ、広報等を通じた食育に関する情報提供を行う。

第3章 計画の推進・進捗管理

第1節 計画の推進体制

(1) 市町村との連携

食育を推進するためには、住民に最も身近な存在である市町村が、地域の多様な関係者と連携・協力しながら地域の特性を生かして主体的に取り組んでいくことが重要です。

そのため、県は、市町村と連携・協力しながら、食育の取組を推進します。

(2) 県民との協働

県は、岩手県食育推進ネットワーク会議との情報共有や、事業の連携を進めるとともに、教育関係者や、生産者、事業者、ボランティアなどの関係者と連携・協力するなど、県民との協働により食育の取組を推進します。

第2節 施策の評価、指標の設定及び施策の公表

計画の達成状況をPDCA³⁶サイクルによって評価するため、指標を設定し、適切に進行管理を行います。

また、計画に基づく施策の評価に当たっては、岩手県食の安全安心委員会における評価を受け、その内容を県民に公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

³⁶ PDCA : Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の4段階の頭文字。

○主要指標一覧

【望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進】

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	朝食を毎日食べる子どもの割合			100.0%		100%に近づけることを目指します。
	小学校4年生	98.6%	元年度	に近づける	7年度	
	中学校3年生 高校3年生	89.6% 84.9%				
2	肥満傾向のある割合					令和元年度の東北6県の中で肥満傾向割合が最も低い数値を目指します。
	小学校5年生	13.57%	元年度	11.41%	7年度	
	中学校2年生 高校2年生	11.93% 12.37%		9.18% 10.83%		

<出典>

- 「いわて健康データウェアハウス」 県環境保健研究センター
- 「定期健康診断」 県教育委員会、「学校保健統計調査」 文部科学省

【食の安全安心を支える食育の推進】

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	食の安全安心に関する出前講座等の実施回数	152回	元年度	160回	7年度	過去5年間の平均を上回ることを目指します。

<出典>

- 県民くらしの安全課調べ

※H21～26年度の平均。なお、H23年度は東日本大震災津波の影響により実施回数が減少したことから除く。

【食料供給県としての特性を生かした食育の推進】

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	地産地消促進計画を策定している市町村の数	29市町村	元年度	33市町村	4年度	全市町村での策定を目指します。

<出典>

- 県流通課調べ

【地域に根ざした食育の推進】

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	市町村食育推進計画を策定している市町村の割合	100%	元年度	100%	7年度	市町村食育推進計画の改定に関する支援を行い、策定率100%を維持します。

<出典>

- 1 県民くらしの安全課調べ

○参考指標一覧

番号	項目	基準年度		該当する取組
		現状値	年度	
1	3歳児のむし歯のある者の割合	18.7%	29年度	第2章第1節
2	12歳児の（永久歯）むし歯のある者の割合	39.0%	30年度	第2章第1節
3	60歳代における咀嚼良好者の割合	72.4%	28年度	第2章第1節
4	食に関する指導の全体計画作成校	100%	元年度	第2章第1節
	小学校	100%	元年度	
	中学校 高校	52.6%	元年度	
5	肥満防止取組実施状況	99.7%	元年度	第2章第1節
	小学校	93.0%	元年度	
	中学校 高校	79.3%	元年度	
6	教育振興運動として食育推進に取り組んでいる実践区数	186 実践区	元年度	第2章第1節
7	主食・主菜・副菜をほとんど毎日揃えて食べる者の割合 （20歳以上）	63.4%	28年度	第2章第1節
8	食塩摂取量の平均値（20歳以上）	10.0 g	28年度	第2章第1節
9	毎日最低一食は家族や友人などと一緒に30分以上かけて食事をしている者の割合（20歳以上）	60.2%	28年度	第2章第1節
10	健康的な食事推進マスターの養成人数	205人	元年度	第2章第1節
11	食の安全安心に関する講座型リスクコミュニケーションの延べ受講者数	100人	元年度	第2章第2節
12	農林漁業体験インストラクター等の実施支援			第2章第3節
	実施件数 参加人数	132件 25,304人	元年度 元年度	
13	学校給食における県産食材の利用割合（食材数ベース）※1	23.2%	元年度	第2章第3節
	国産食材の利用割合（食材数ベース）※2	85.9%	元年度	
14	給食施設での県産食材利用率（重量ベース）※3	61%	30年度	第2章第3節
15	食の匠認定数（累計）	277人・団体	元年度	第2章第3節
	「食の匠」組織による食文化伝承活動回数	30回	元年度	
16	3R推進キャラクターエコロルの普及啓発活動数	32回	元年度	第2章第3節
17	食育の取組を行っている市町村の割合	100%	元年度	第2章第4節
18	食育普及啓発キャラバン実施回数	5回	元年度	第2章第4節
19	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数	16市町村	30年度	第2章第4節

※1 県内の学校をランダムに5施設抽出し、年2回（各5日間）実施する調査でH32の目標値は35%。

※2 県内の学校をランダムに5施設抽出し、年2回（各5日間）実施する調査。

※3 県内の給食施設において、2年に1回（毎月の1週間）給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

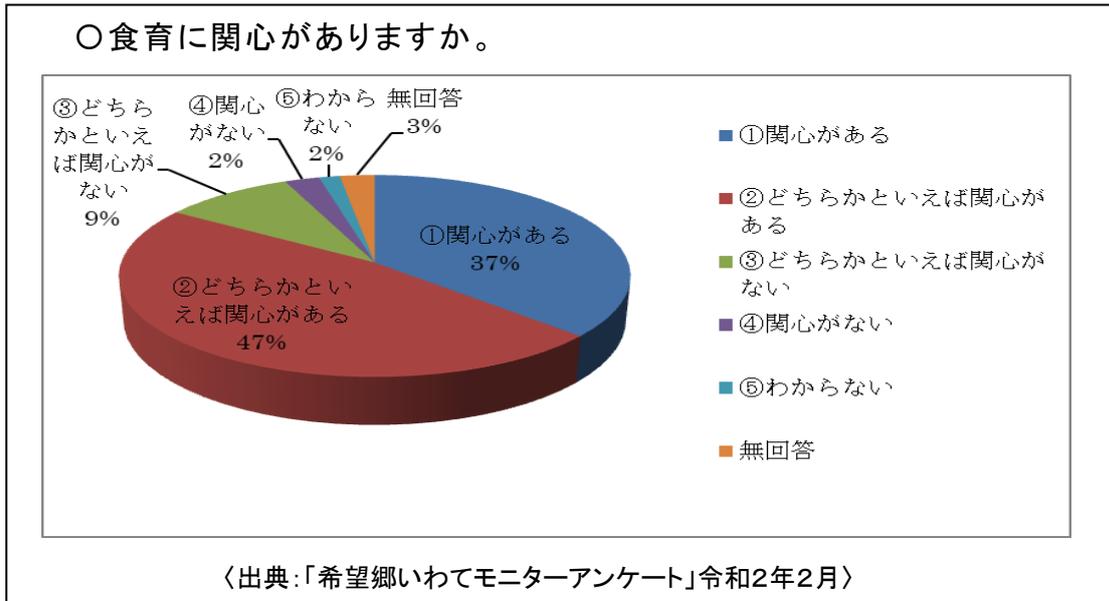
参考資料

1 食育に関するアンケート調査結果

食育に関する県民の意識を把握するため、令和2年3月に食の安全安心に関する県政モニターアンケート（希望郷いわてモニターアンケート）を実施しました。（回答数 201 名）

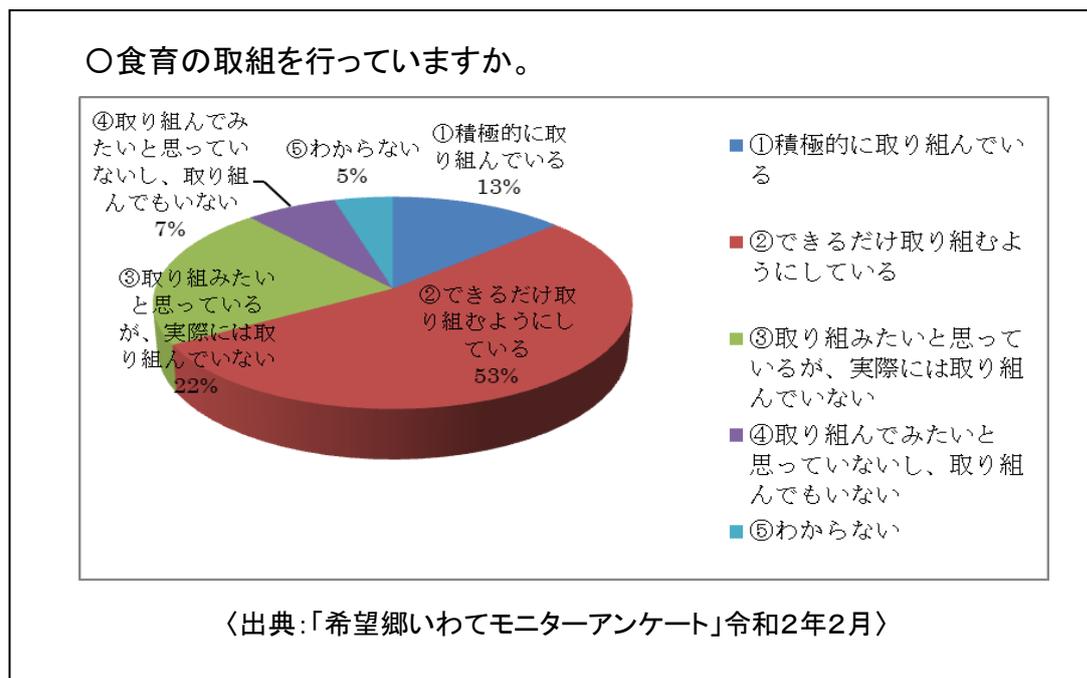
ア 食育の関心について

食育に関心がある人は全体の8割以上（84%）であり、ほとんどの人が食育に関心を持っている結果となっています。



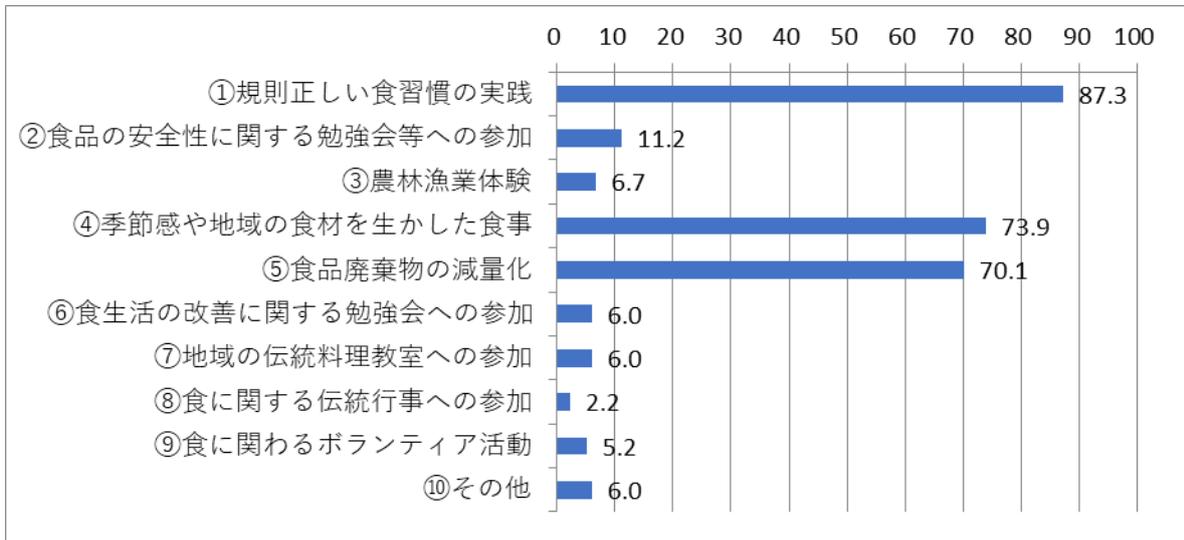
イ 食育の取組について

食育の取組を行っている人の割合は、66%であり、取り組みたいと思っているが実際には取り組んでいない人が2割以上（22%）であり、引き続き、食育の重要性について周知し、取組を促すことにより、食育の取組の更なる拡大が期待できます。



ウ 食育の取組内容について

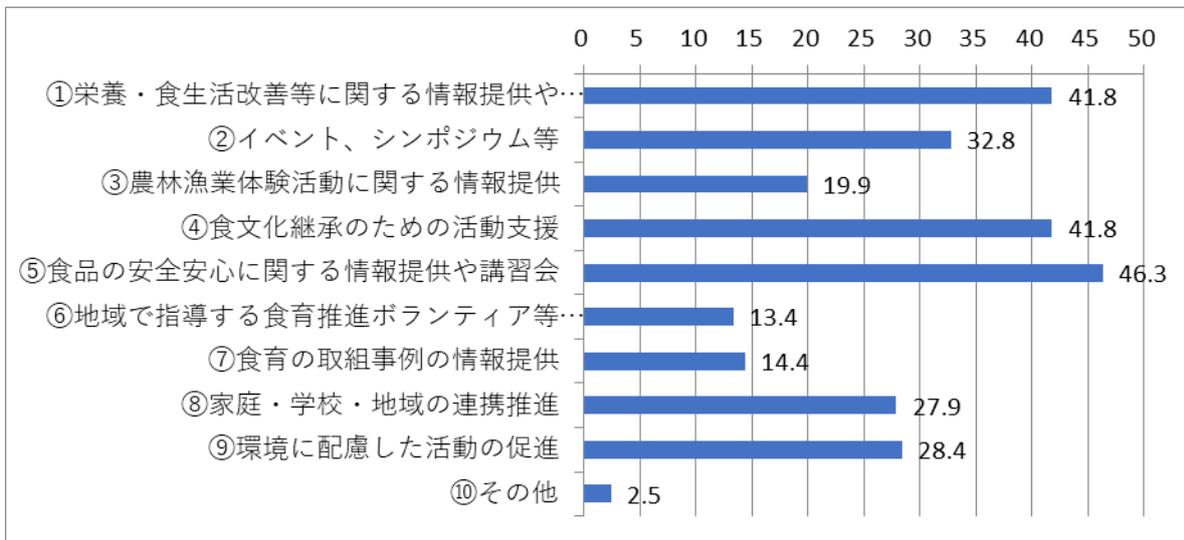
食育の取組として多く取り組まれているものは、①規則正しい食生活の実践 87.3%、④季節感や地域の食材を生かした食事 73.9%、⑤食品廃棄物の減量化 70.1%という結果になりました。



※ 「その他」の主なもの：インスタント食品や化学調味料はなるべく使わず年齢に合わせた食事を心がける、幼児期からの食育指導、生産者から直接購入する、自分で野菜を作る、等

エ 食育を進めるための県の取組について

県に期待する食育の取組として多かったものは、⑤食品の安全安心に関する情報提供や講習会、④食文化継承のための活動支援、①栄養・食生活改善等に関する情報提供や講習会、②イベント、シンポジウム等、⑨環境に配慮した活動の促進、⑧家庭・学校・地域の連携推進、③農林漁業体験活動に関する情報提供という結果となりました。



※ 「その他」の主なもの：未利用食材を活用した調理講習会、各地域の郷土料理を紹介しあう、給食や宴会等の食べ残し対策、消費者マナーの啓発、①～⑨までいずれも必要である、等